

関西福祉科学大学における 動物実験の実施に関する規程

生物の生命活動を科学的に理解することは、人類の福祉、環境の保全と再生などの多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験はそのために必要なやむを得ない手段であるが、動物愛護の観点から、動物実験を適正に実施することがより重要である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号、令和元年 6 月改正）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号、平成 25 年環境省告示第 84 号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という。）、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、科学的観点、動物愛護の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、関西福祉科学大学（以下「本学」という。）における施設等の整備及び管理方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めるものである。

第 1 章 総則

（目的及び基本原則）

第 1 条 この規程は、本学において動物を用いる実験（動物実験）を計画し、実施するにあたり、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針（平成 7 年総理府告示第 40 号）」（以下「殺処分指針」という。）に定められている事項のほか、遵守すべき事項を定め、科学的立場はもとより動物愛護・福祉の観点から適正な実験の実施を図ることを目的とする。

- 2 実験を行うにあたって、動物実験の原則である 3 R（Replacement：科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、Reduction：科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物数を少なくすること、Refinement：科学上の利用に必要な限度において、その動物に苦痛を与えない方法によって行うこ

と)に配慮して適切に行わなければならない。

- 3 実験動物の飼養及び保管にあたっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である5つの自由（飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由）を実践するよう努めなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一、動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二、飼養保管施設 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 三、実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- 四、施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 五、実験動物 動物実験等のため、本学の施設で飼養し、又は保管しているマウス及びラットをいう。
- 六、動物実験計画 動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- 七、動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 八、動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に係る業務を統括する者をいう。
- 九、実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- 十、飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十一、動物実験管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- 十二、動物実験管理者等 学長、動物実験管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十三、法令等 法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン、殺処分指針をいう。

第2章 適用範囲

第3条 この規程は、本学において実施されるマウス及びラットを用いて行われるすべての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組織

(学長の責務)

第4条 学長は、本学で実施されるすべての動物実験等に関して最終的な責任を負う。

- 2 学長は、実験動物の適正な飼養・保管、施設等の整備、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設の設置及び廃止の承認、実験室の設置及び廃止の承認、動物実験等に係る安全管理、教育訓練、自己点検・評価・検証、情報公開、外部の機関等による検証を行うとともにその他動物実験等の適切な実施に努める。
- 3 学長は、前項の事項に関して報告又は助言を行う組織として、関西福祉科学大学動物実験管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第4章 委員会

(役割)

第5条 委員会は、学長の委任を受け、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- 一、動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議に関すること。
- 二、動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 三、施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること。
- 四、動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- 五、自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること。
- 六、その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、学長が任命する。

- 一、動物実験等に関して優れた識見を有する者 複数名
- 二、実験動物に関して優れた識見を有する者 複数名
- 三、その他学識経験を有する者 若干名

(委員長)

第7条 学長の任命により委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となるとともに委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、第6条の委員構成を考慮の上、補充する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の時は、議長が決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、大学事務局総務部が行う。

- 2 庶務担当者は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

第5章 動物実験等の実施

(実験動物管理者)

第12条 実験動物管理者は、学長が本学教員のうちから選任する。

- 2 実験動物管理者は、当該施設の安全利用を図り、危険を防止するため必要な監督を行うとともに、動物実験計画に基づく動物の飼育について、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一、動物飼育に関し、動物実験実施者及び飼養者に対し指導及び助言をすること。
 - 二、その他管理上必要なこと。

(動物実験計画の立案、審査及び手続)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する等の観点及び動物実験等を適正に実施する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「関西福祉科学大学動物実験申請書」(様式1)により、動物実験の実施計画を学長に提出しなければならない。

- 一、研究の目的、意義及び必要性に関すること。
 - 二、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等を考慮して、実験動物を適正に利用すること。
 - 三、実験目的に適した動物種及び系統の選定、実験成績の精度及び再現性を左右する動物数、遺伝学的・微生物学的品質並びに飼育条件等を考慮し、実験動物数をできる限り少なくすること。
 - 四、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって実施すること。
 - 五、苦痛度の高い動物実験を行う場合、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミングをいう。)の設定を検討すること。
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験申請書の提出を受けた場合には、委員会に審査を付議し、承認の可否決定を行った後、その結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない(様式2)。また学長が必要と認めた場合には、委員以外の者を審査に加えることができる。
- 3 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を変更する場合は、本条第1項と同様の申請を行い、実験計画を変更することについて学長の承認を得なければならない。

(実験操作)

第14条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、法令等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、できる限り実験動物に苦痛を与えないようにしなければならない。

- 一、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用すること。
- 二、適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

三、動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用

イ 実験の中断や終了を判断（人道的エンドポイントを含む。）し、安楽死処置等の適切な処置を講じる

ウ 実験に供する期間をできるだけ短くする等、実験の終了時期に配慮する

エ 保温等の適切な処置を取るとともに、適切な術後管理を行う

オ 殺処分指針に基づくとともに、国際的なガイドライン等に十分に配慮した適切な安楽死を選択する

四、安全管理に特に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）については、本学で実施することはできない。

五、麻薬等、規制対象となる薬物の使用及び保管等については、当該法令等に基づき適切に行うこと。

六、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めるとともに、必要な施設や設備を確保すること。

七、侵襲性の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、「動物実験（終了・中止・継続）報告書」（様式3）により、実際に使用した動物数、計画の変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。年度を跨いで実施される実験では、3月末時点での状況について報告しなければならない。

3 学長は、「動物実験（終了・中止・継続）報告書」の内容を委員会に報告するとともに、必要に応じて委員会の助言を受けて改善処置を講じなければならない。

第6章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第15条 飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、動物実験管理者が「飼養保管施設・動物実験室設置（変更）承認申請書」（様式4）を提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼育保管施設での実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定し、通知するものとする（様式5）。

（飼養保管施設の要件）

第16条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- 二、動物種及び飼養保管数に応じた飼育設備及び飼養能力等を有すること。
- 三、実験等の目的の達成に支障をきたさない範囲で、個々の実験動物が日常的な動作を容易に行うための広さ及び空間を備えること。
- 四、床、内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- 五、実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、逸走時の対応策を定めていること。
- 六、臭気、騒音、廃棄物等による施設及び周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 七、実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

第17条 実験室を設置（変更を含む。）する場合は、動物実験管理者が「飼養保管施設・動物実験室設置（変更）承認申請書」（様式4）を提出し、学長の承認を得なければならない。

- 2 動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、動物実験等（原則48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。
- 3 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認の可否を決定し、通知するものとする（様式5）。

（実験室の要件）

第18条 実験室は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一、実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- 二、排泄物、血液等による汚染に対して清掃、消毒等が容易な構造で

あること。

- 三、常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第 19 条 動物実験管理者は、実験動物の適切な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 動物実験管理者は、その管理する施設等について、飼養又は保管する実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備を行わなければならない。
- 3 動物実験管理者及び実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保するよう努めなければならない。

(施設等の廃止)

第 20 条 施設等を廃止する場合、動物実験管理者は施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（様式 6）を学長に届け出なければならない。

- 2 動物実験管理者及び実験動物管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

第 7 章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第 21 条 動物実験管理者及び実験動物管理者は、法及び飼養保管基準を踏まえた飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第 22 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第 23 条 実験動物の導入にあたり、関連法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関から導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化及び順応を図るため

の必要な措置を講じなければならない。

(飼養保管の方法)

第 24 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的の達成に支障をきたさない範囲で、適切に給餌及び給水、必要な健康の管理並びに動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行わなければならない。

2 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認を行わなければならない。

(健康管理)

第 25 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害又は疾病にかかった場合、実験等の目的の達成に支障をきたさない範囲で、適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 26 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合、実験等の目的の達成に支障をきたさない範囲で、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 27 条 動物実験管理者等は、実験動物の飼養保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、10 年間保存しなければならない。

2 動物実験管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等及び飼養保管基準の遵守状況について、実験動物飼養保管状況報告書(様式 7)により学長に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 28 条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第 29 条 動物実験管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第 8 章 安全管理

(危害防止)

第 30 条 動物実験管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 動物実験管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。
- 3 動物実験管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 動物実験管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努め、必要な指導及び報告を行わなければならない。
- 5 動物実験管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第 31 条 動物実験管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 動物実験管理者は、緊急事態が発生したときは、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

第 9 章 教育訓練

第 32 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、動物実験等の実施及び実験動物の飼養保管を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

- 一、関連法令、指針等及び本学の定める規程等
- 二、動物実験等の方法に関する基本的事項

- 三、実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
 - 四、安全確保及び安全管理に関する事項
 - 五、その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施者は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第10章 自己点検・評価及び検証

- 第33条 学長は委員会に、動物実験等の実施に関する透明性を確保するために、指針等への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
 - 4 学長は、自己点検・評価の結果について、外部機関等による検証を実施しなければならない。

第11章 情報公開

- 第34条 本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、動物実験等に関する自己点検・評価、外部の機関等による検証の結果等）を毎年1回程度公表するものとする。

第12章 補則

（規程の改廃）

- 第35条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、学長が決する。

附 則

- 1. この規程は、平成26年10月22日から施行する。本規程施行に伴い、「関西福祉科学大学動物実験の指針」は廃止する。
- 2. この規程の改正は、平成27年10月1日から施行する。
- 3. この規程の改正は、平成28年8月1日から施行する。また、本規程の施行に伴い関西福祉科学大学動物実験管理委員会規程を廃止す

る。

4. この規程の改正は、令和2年5月1日から施行する。
5. この規程の改正は、令和5年10月1日から施行する。

関西福祉科学大学 学長 殿				
関西福祉科学大学動物実験申請書				
受付番号()				
受付日()年()月()日				
【新規・更新・変更 (旧承認番号: 、承認日 年 月 日)】 (いずれかに○印を付けて下さい、更新・変更の場合には旧承認番号とその承認日を記入して下さい)				
申請年月日	()年()月()日			
研究組織	氏名(フリガナ) e-mail:	部局名連絡先 TEL	職名	教育訓練受講の有無
動物実験責任者名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
動物実験実施者名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究課題名				
飼育期間	()年()月()日～()年()月()日			
飼育場所	学園本館3階 動物飼育室			
研究概要	(研究の目的、意義、動物実験の必要性について記載してください)			
動物実験の方法	(動物に加える処置、使用動物数の根拠を記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性を持たせて記入してください)			

動物を使用しない他の実験方法(代替法)が採用できない理由 該当場所には必ず○を付すこと 1. 代替え手段がない 2. 代替え手段の精度が不十分 3. その他()					
使用動物(動物種ごとに各々記入してください。)					
動物種	系統	使用頭数 (雌雄別)	入手先 (ブリーダー)	入荷時 体重(予定)	床面積 (1匹あたり)
(例) マウス マウス	BALB/c ICR	雄12匹、雌12匹 雄25匹、雌10匹	クレア クレア	約10g 約20g	60cm ² /匹 80cm ² /匹
<p>実験処置等に関する(A)～(F)の質問について、該当する項目の番号あるいは記号に○印を付けて下さい。また、必要事項を記入して下さい。</p> <p>該当箇所には必ず○を付すこと。麻酔・安楽死を行わない場合は、その他に「なし」と記入。</p> <p>(A)倫理基準に基づく生物実験法の分類:B、C、D(該当するものに○印) Dの場合はその理由()</p> <p>(B)実験処置等の内容と苦痛緩和処置(複数選択可、()内も○印を付けて下さい): 1. 試料の投与・接種(a. 麻酔下にて実施 b. 無麻酔下にて実施(許容される苦痛の範囲内) c. その他()) 2. 材料採取(a. 安楽死後に採取 b. 麻酔下に採取 c. 無麻酔下にて実施(許容される苦痛の範囲内) d. その他()) 3. 外科的処置(a. 麻酔下にて実施 b. その他()) 4. 行動観察(a. 無拘束下で実施 b. 苦痛負荷なし c. その他())</p> <p>(C)麻酔法:a. 吸入麻酔(薬品名等;) b. 注射麻酔(薬品名等;) c. 麻酔前処置(薬品名と投与法等;)</p> <p>(D)人道的エンドポイント 動物が耐え難い痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 人道的エンドポイントの具体的内容を記入:</p> <p>(E)安楽死法:a. 麻酔下で頸椎脱臼 b. 麻酔下で放血 c. 頸椎脱臼 d. 麻酔薬の致死量以上の投与又は吸入 e. 炭酸ガス吸入 f. その他()</p> <p>(F)死体処理法:a. 業者委託(業者名:)</p>					
<p>上記の動物実験は「関西福祉科学大学における動物実験の実施に関する規程」に従い、動物実験に係わる諸規則を厳守致します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">動物実験責任者 印</p>					

*1枚目の動物実験実施者名欄が不足する場合には、別紙に必要情報を記載し、提出してください。

<p>審査終了日: 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 本申請内容は本学規程に適合する。</p> <p><input type="checkbox"/> 本申請内容は本学規程に適合する。ただし、内容の一部修正を必要とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 本申請内容は本学規程に適合しない。</p> <p>修正意見等がある場合は別紙に示す。</p> <p style="text-align: right;">動物実験管理委員会委員長 印</p>

(様式2)

承認番号	
------	--

年 月 日

申請者

殿

関西福祉科学大学
学長

印

審査結果通知書

研究実験課題名

実験責任者

所属職氏名

上記申請課題について、 年 月 日開催の動物実験管理委員会で審査した結果に基づき、下記のとおり判定したので通知します。

記

判定	承認	不承認
理由		

以上

(様式3)

承認番号	
------	--

年 月 日

関西福祉科学大学長 殿

動物実験責任者

所属

職名

氏名

印

動物実験（終了・中止・継続）報告書

関西福祉科学大学における動物実験の実施に関する規程第14条第2項の規定に基づき、下記の通り報告いたします。

研究課題名			
計画の変更の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
終了・中止 年月日 継続の場合は終了予定日		年 月 日	
使用実 験動物	動物種		
	使用数	終了・中止の場合	匹
		継続の場合	当該年度の入荷数： 匹 3月末時点での飼育数： 匹
成果（予定を含む）：得られた業績や成果を具体的に記載してください。（例えば、「〇〇学会で発表予定である。」を記載してください。）継続の場合は、「実施中」と記載してください。			

(様式4)

受付番号	
------	--

年 月 日

関西福祉科学大学長 殿

申請者

所属

職名

氏名

印

飼養保管施設・動物実験室設置（変更）承認申請書

申請施設の 種類	1. 飼養保管施設		2. 動物実験室	
建物名・室名				
施設の名称				
実験動物 管理者名	氏名		連絡先	
	所属		職名	
	関連資格		経験年数	
動物実験 責任者	氏名		連絡先	
	所属		職名	
施設の概要	飼養保管する実験動物種： 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 設置されている設備、備品等に○を付け、必要に応じて（ ）に記入してください。 ・動物実験に係る設備備品 オートクレーブ 安全キャビネット クリーンベンチ 冷蔵庫 冷凍庫 その他（ ） ・動物の逸走防止設備 ネズミ返し 流し台のメザラ 前室 その他（ ） ・換気、空調設備 換気設備： あり（換気回数 ） なし 空調設備： あり（温湿度制御 ） なし その他： ・臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策 脱臭装置： あり（設備 ） なし 防音装置： あり（設備 ） なし 死体、汚物の冷凍保管設備： あり（設備 ） なし その他：			

*変更の場合は、変更する事項のみを記載してください。

添付書類

1. 施設の位置を示す地図
2. 施設の平面図

(様式5)

承認番号	
------	--

年 月 日

申請者

殿

関西福祉科学大学
学長

印

飼養保管施設・動物実験室設置（変更）調査結果通知書

申請内容

動物実験責任者

所属職氏名

上記申請について、 年 月 日開催の動物実験管理委員会で調査した結果に基づき、
下記のとおり判定したので通知します。

記

判定	承認	不承認
理由		

以上

(様式6)

年 月 日

関西福祉科学大学長 殿

申請者
所属・職名：
氏 名：

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

関西福祉科学大学における動物実験の実施に関する規程第20条の規定に基づき、下記の通り届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設 (施設) または実験室の 名称	
	設置承認番号 ()
2. 実験動物管理者	所属 職名 氏名 連絡先
3. 廃止年月日	年 月 日
4. 廃止後の利用予定	
5. 廃止時に残存した飼養 保管動物の措置 (施設の場合のみ記載)	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置
6. 特記事項	

(様式7)

年 月 日

関西福祉科学大学長 殿

動物実験管理者
所属・職名：
氏 名：

年度 実験動物飼養保管状況報告書

関西福祉科学大学における動物実験の実施に関する規程第27条第2項の規定に基づき、下記の通り報告いたします。

1. 飼養保管動物の一覧

飼養保管施設名	動物種	飼養保管数 (累計)	備 考